

ライフは顧客に過払金を返して「更生」せよ！
ライフカード・過払・多重債務110番



アイフル被害対策全国会議

事務局 弁護士 辰巳裕規

〒650-0044

神戸ハーバーランドセンタービル10階

神戸合同法律事務所

電話：078-371-0171

<http://www.i-less.net>

日 時 2008（平成20）年2月23日（土）
午前10時から午後4時まで

電話番号 075-241-9561

- ライフ（ライフカード）はアイフルの子会社ですが、サラ金と同じく利息制限法を超えるグレーゾーン金利で貸金業を営んでいます。
 - 従ってライフにキャッシングの借金がある人は債務の減額や過払金の返還が求められる可能性があります。
 - ところがライフに過払金の返還を求めると、ライフは平成12年6月30日の会社更生申立以前の過払金については、会社更生手続が終了しており、免責（失権）していると主張し返還を拒みます。
 - しかしながら、ライフは平成12年6月30日の会社更生申立後もカード会員に従来通りのカードの利用を認め、グレーゾーン金利を取り続けました。過払金があることや、それを届出ることを顧客に教えませんでした。これではカード会員は過払金の返還を求める機会が与えられません。
 - 神戸地方裁判所平成20年2月18日判決は、ライフがカードの利用を会社更生の前後を問わず継続的に利用させ、グレーゾーン金利を取り続けたことなどから、会社更生に関わらず更生前の過払金の返還を認めました。
 - この判決を多くのライフ利用者に知っていただき、払う必要の無い借金の返済に苦しまないために、過払金の返還を実現するために、無料電話相談を実施することにしました。お気軽にお電話ください。アイフル対策全国会議所属の弁護士・司法書士が無料で相談に応じます。受任の必要な方は引き続き相談に応じます。
 - 全国の被害者から相談を受け付けます。継続相談が必要な方については、各地の弁護士・司法書士を紹介いたします。
- ※ 広報方よろしく願いいたします！

ライフ過払い 多重債務110番

あす、被害対策会議

会社更生手続きを経て、二〇〇一年に消費者金融のアイフル(京都市)の子会社として再建されたカード会社「ライフ」(横浜市)に対し、更生前の「過払い金」の返還義務を認めた神戸地裁判決を受けて、アイフル被害対策全国会議は二十三日、ライフの利用者を対象にした無料電話相談「ライフカード・過払い・多重債務110番」を開設する。

対策全国会議によると、ライフは利息制限法の上限を超える金利で貸金業を営んでおり、借金のある人は債務の減額や過払い金の返還を受けられるケースが多い。これ

までライフは、二〇〇〇年六月の会社更生申し立て以前の過払い金は免責されるとして返還しておらず、同会議は「今回の判決で救済の範囲が広がる」とみている。

相談は午前十時―午後四時。対策全国会議に所属する弁護士、司法書士が応じる。☎075(241)9561。